

令和6年度
高齢者福祉施設

募集要項



令和6年3月
高崎市福祉部長寿社会課

1. 募集施設

第9期介護保険事業計画である高崎市高齢者あんしんプランに基づき、下記施設を整備する事業者を公募します。

- ・介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「特養」と略す。）
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」と略す。）
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護（以下「特定施設」と略す。）

2. 整備形態

整備は、新設・増床・転換いずれの提案も可能とします。

特養においては、従来型・ユニット型いずれも可能です。

3. 募集圏域

高崎市内

4. 選定条件等

(1) 申請者

- ① 事業開始時に法人格を有する者。法人設立を予定している場合は、事業所の開設に支障のないスケジュールで認可を受けられること。特養の場合は社会福祉法人であること。
- ② 法人役員及び施設長が介護保険法に定める事業所の指定要件に適合していること。
(第70条第2項各号、第78条の2第4項各号、第86条第2項各号、第115条の2第2項各号、第115条の12第2項各号)
- ③ 国税又は地方税を滞納していないこと。
- ④ 過去の所轄庁の監査等において、重大な指摘事項（行政処分等）がないこと。
- ⑤ 役員（就任予定者を含む）等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。

(2) 整備条件

社会福祉法、医療法、老人福祉法、介護保険法、高崎市暴力団排除条例、その他諸法令及び施設の運営等に関する行政指導等を遵守すること。

5. 選定方法

提出された申請書類に基づき、書類審査・現地調査・ヒアリング等を実施し、事業者を選定します。現地調査やヒアリングの日程は、個別に調整させていただきます。

6. 募集及び選定までのスケジュール

内 容		
令和6年	3月 1日 (金)	募集要項公告
	3月 1日 (金) ~ 3月15日 (金)	質問受付
	3月18日 (月) ~ 4月 5日 (金)	申請書受付期間【厳守】
	~4月下旬 (予定)	書類審査・現地確認・ヒアリング
	7月上旬 (予定)	選定結果通知

7. 結果通知について

選定結果は、応募されたすべての法人に対して文書により通知します。

なお、選定された法人に対しては、より適正な運営を行っていただくために必要な修正を求めることがあります。

8. 選定後の手続き

開設にあたっては、介護保険法に基づく指定申請及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム設置認可申請（特養の場合）が必要になります。建物工事が完了し、高崎市の条例で定める人員基準と設備・運営基準等を満たしており、また、選定結果で修正を求めた事項を事業計画に反映させている場合に、介護保険法の指定及び老人福祉法の認可となります。

なお、選定は指定を確約するものではありません。事業計画の内容と著しく相違している場合や、選定結果通知により修正を求めた事項が適切に反映されていない場合には、指定・認可できない場合がありますので、ご注意ください。

補助金の交付を受ける場合は、原則として選定年度内、もしくは翌年度中に事業を完了する必要があります。

9. 設置に伴う補助金について

(1) 建設工事費

施設区分	事業区分	補助単価	単位	対 象 経 費
広域型特養	新設 増床	3, 2 0 6千円	床数	施設整備に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
広域型特養併設ショートステイ	新設に限る	1, 6 0 3千円	床数	
地域密着型特養及び併設ショートステイ	新設 増床	4, 8 8 0千円	床数	
グループホーム	新設 増床	3 6, 6 0 0千円	施設数	

(2) 開設準備経費

施設区分	事業区分	補助単価	単位	対象経費
広域型特養及び併設ショートステイ 地域密着型特養及び併設ショートステイ グループホーム	新設増床	914千円	床数	開所又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費

※補助は予算の範囲内で行います。

※居宅サービス事業所や地域密着型サービス事業所等を併設することも可能ですが、併設施設の整備に係る費用については、補助の対象とはなりません。（上記ショートステイを除く。）

10. 申請書の作成・提出について

(1) 受付期間

令和6年3月18日（月）～4月5日（金）の土・日・祝日を除く期間【厳守】

（各日とも午前9時から午後4時まで）

(2) 提出方法・提出先

事前に来庁日時を予約のうえ、下記窓口にて提出してください。（郵送不可）

※申請書類が揃っていない場合は受理できません。

【提出先】 高崎市役所 長寿社会課 福祉施設担当（本庁舎2階23番窓口）

電話：027-321-1248（直通）

(3) 提出書類

【提出部数】 正本1部・副本5部

※これに加え、手元に当該提出書類の一式の控えを保管してください。

①『公募申請書』・『付表』

②『事業計画説明書』

③『添付書類一覧表』に掲げる書類

④『添付書類一覧表』 ※左側の□にチェックを入れたもの。

※様式は高崎市ホームページからダウンロードしてください。

(4) 書類作成にあたっての留意事項

① 「事業計画説明書」の各項目及び「添付書類」については、選定審査を念頭におき、具体的な内容を把握できるよう、詳細に記入してください。

② 建物の設備や人員等については、条例・基準等に基づき計画し、作成してください。なお、条例は市ホームページから検索してください。

③ 申請に伴う経費は、選定結果に関わらず、全て自己負担となります。

④ 副本は正本を複写したもので構いません。

⑤ 申請書類にインデックスを付ける場合、複写時に支障が出ることから、申請書類そのものに貼付せず、別紙を挟みこんだうえでインデックスを貼付し提出してください。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ① 受付期間を過ぎた申請書類の提出は認めません。
- ② 添付書類に不備や不足がある場合は、修正等が必要となりますので、受付期限直前の提出は極力避け、日程に余裕をもって提出してください。
- ③ 提出された申請書類等は返却できません。
- ④ 虚偽その他不正な申請があった場合、選定を取り消すことがあります。
- ⑤ 申請書類提出後、辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ辞退届を提出してください(様式任意)

1 1. 整備についての留意事項

(1) 建設予定地

- ① 建設予定地は、原則として設置法人が所有権を有していることが必要です。ただし、長期の賃貸借が確約される等、事業の継続性が担保されると認められる場合においては、貸借することも可能とします。
- ② 建設予定地に、根抵当権を設定することは、事業の継続性を担保するうえで問題があるので認められません。(社会福祉法人以外が実施する特定施設を除く)
- ③ 土地の取得・家屋撤去・造成等に要する付随的経費は補助の対象になりません。
- ④ 建設予定地は、災害上の危険区域等の指定がない安全な場所であることとします。
- ⑤ 建設予定地は、入所者の処遇上適正な広さを有するとともに、施設運営に必要な面積を確保してください。
- ⑥ 建設予定地は農地関係法令の規制地域(農振地域等)でないこととします。
- ⑦ 建設予定地は市街化区域を原則とします。市街化調整区域を予定地とする場合は、事業計画においてその理由を明らかにしてください。また、必ず事前に下記の市担当課と協議を行い、計画の実行に支障がないか確認してください。
- ⑧ その他、開発許可、農地転用等の規制の有無の確認等についても、下記の市担当課に事前に相談のうえ十分な調整を行ってください。

【関係部署問合せ先】

- 社会福祉課 地域福祉担当 (1階) 電話027-321-1243
⇒社会福祉法人に関すること
- 防災安全課 (7階) 電話027-321-1352
⇒土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等に関すること
- 都市計画課 土地利用担当 (11階) 電話027-321-1269
⇒用途地域、建ぺい率、容積率、地区計画等に関すること
- 開発指導課 開発指導担当 (11階) 電話027-321-1356
⇒開発許可に関すること
- 農林課 農政担当 (14階) 電話027-321-1317
⇒農振地域等に関すること
- 農業委員会事務局 農地調整担当 (14階) 電話027-321-1299
⇒農地転用に関すること
- 文化財保護課 埋蔵文化財担当 (15階) 電話027-321-1292
⇒埋蔵文化財に関すること

(2) 新設予定建物

- ① 新設予定建物は、設置法人が所有権を有するものに限ります。
- ② 新設予定建物に、根抵当権を設定することは、事業の継続性を担保するうえで問題があるので認められません。(社会福祉法人以外が実施する特定施設を除く)
- ③ 予定建物については、介護保険法上の指定・老人福祉法上の認可を受けるために指定基準(市条例)等で定められた基準を遵守するだけでなく、「建築基準法」、「消防法」等の関係法令を遵守したものとしてください。
- ④ 申請にあたっては、関係法令等を遵守し、要介護者に配慮した建物(出入口・廊下・便所・浴室等)となるよう心掛けてください。
- ⑤ その他、建物・設備に関する規制の有無の確認等についても、下記の市担当課に事前に相談のうえ十分な調整を行ってください。

【関係部署問合せ先】

- 建築指導課 建築指導担当及び審査担当 (11階) 電話027-321-1271
⇒建築基準法(バリアフリー等)に関すること。
- 保健医療総務課 (高崎市総合保健センター4階) 電話027-381-6111
⇒診療所の新規開設に関すること
※基準条例により、医務室を医療法に規定する診療所とすることが定められています。
- 都市計画課 景観室 (11階) 電話027-321-1350
⇒建物の景観に関すること
- 高崎市等広域消防局予防課 (八千代町1-13-10) 電話027-324-2214
⇒消防設備等に関すること

(3) 資金計画

- ① 自己資金については、計画策定時に確実な資金が存在していることが必要であり、確認のため、預金残高証明書などの証拠書類の提出が必要となります。
- ② 寄附金を見込む場合には、寄附の確実性を確認するために、贈与契約書、贈与者の預金残高証明書などの証拠書類の提出が必要となります。
- ③ (独)福祉医療機構の福祉貸付事業を利用する計画の場合は、必ず事前に福祉医療機構に相談し、借入限度額や償還計画等について十分な調整を行ってください。

(4) 地域との関係

- ① 事業計画の策定にあたっては、社会福祉施設の運営法人として果たすべき役割を踏まえ、地域貢献に寄与する取組みや、地域との連携に関する考え方について、必ず具体的に記載してください。
- ② 整備にあたっては、建設予定地の町内会や近隣住民等に対して、事前に計画の内容について説明し理解を得るとともに、地域からの要望や検討が必要な事項については誠意を持って対応し、信頼関係の構築に努めてください。また、事前の説明にあたっては、当該事業が希望者の中から選定されることから、事業化されない場合があることも必ず申し添えてください。なお、説明の具体的な内容や方法、対象者等について特に厳密な規定はありませんが、施設の円滑な運営が確実に見込めるよう、実情に応じて適切な情報提供を行うよう努めてください。

12. 募集に関する質問受付

質問は電話や口頭でなく、Eメールまたはファックスにてご提出ください。Eメールの場合、タイトルは「施設公募質問」としてください。

質問期間：令和6年3月1日（金）～3月15日（金）まで（厳守）

送信先：高崎市役所 長寿社会課 福祉施設担当

Email:choujyu@city.takasaki.gunma.jp

FAX: 027-326-7387

回答はホームページに掲載いたします。

13. 参考資料

特別養護老人ホーム

【条例・基準】

- ・高崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第44号）
- ・高崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第46号）
- ・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第21号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ・高崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第42号）

※以下、短期入所サービス等に係る部分

- ・高崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第43号）
- ・高崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第47号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

【解釈通知等】

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予

防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号)

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

※以下、短期入所サービス等に係る部分

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号：別紙 1）

【書籍】

- ・個別ユニットケア型施設 計画ガイドライン 個別ケアを支える居住空間のあり方
- ・令和 3 年 4 月版 介護報酬の解釈（QA・法令編） 社会保険研究所

認知症高齢者グループホーム

【条例・基準】

- ・高崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 46 号）
- ・高崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 48 号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号）

【解釈通知等】

- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）

【書籍】

- ・個別ユニットケア型施設 計画ガイドライン 個別ケアを支える居住空間のあり方
- ・令和3年4月版 介護報酬の解釈（Q A・法令編） 社会保険研究所

特定施設入居者生活介護

【条例・基準】

- ・高崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第43号）
- ・高崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第47号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

【解釈通知等】

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号：別紙1）

【書籍】

- ・令和3年4月版 介護報酬の解釈（Q A・法令編） 社会保険研究所

【お問い合わせ先】

高崎市役所 福祉部 長寿社会課 福祉施設担当

電話：027-321-1248（直通）

FAX：027-326-7387

E-mail：choujyu@city.takasaki.gunma.jp